

○近江八幡市空き家情報バンク設置要綱

平成29年11月6日

告示第230号

改正 令和元年10月1日告示第121号

令和2年3月13日告示第43号

(趣旨)

第1条 この要綱は、近江八幡市空家等対策の推進に関する条例（平成28年近江八幡市条例第38号）及び近江八幡市空家等対策計画（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第6条に規定する空家等対策計画をいう。）に基づき、本市における利用可能な空家等の情報収集及び情報発信を行い、並びに当該空家等を有効活用することにより、本市への移住及び定住の促進を図り、もって地域の活性化及び空家等の増加を抑制するため、近江八幡市空き家情報バンク（以下「空き家情報バンク」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(令元告示121・一部改正)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 市内に存在する一戸建て住宅及び併用住宅であって現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）建物及びその敷地又は当該建物が除却された跡地（第4条の規定による空き家情報バンクの登録をしようとするとき現に建物が存在する土地をいい、既に更地である土地は含まない。）をいう。ただし、建物が長屋、共同住宅若しくは店舗のみである場合又は国若しくは地方公共団体が所有し、若しくは管理するものを除く。
- (2) 所有者等 空家等に係る所有権その他の権利により当該空家等の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家情報バンク 空家等の売買、賃貸等を希望する当該空家等の所有者等から申込みを受けた情報を、空家等の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、情報提供を行う仕組みをいう。

(4) 事業者 宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者をいう。）のうち、空き家情報バンクの運営に関する協定（近江八幡市空き家情報バンク登録制度媒介に関する協定。以下「協定」という。）を締結している組織に加盟するものをいう。

(5) 媒介業務等 第5条第1項の規定による空き家情報バンクの物件登録台帳に登録された空家等をあっせんするために行う物件調査、図面等の作成、現地見学の調整、立会、交渉、重要事項説明、契約その他不動産取引に関する全ての業務をいう。

（物件登録者の資格）

第3条 空き家情報バンクに物件の登録をすることができる者は、登録を希望する物件（以下「登録希望物件」という。）の所有者、相続人又は所有者若しくは相続人の同意を得た者であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 市税を滞納している者

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この条において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(3) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

(4) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持又は運営に協力又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 第2号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

（登録申込み）

第4条 空き家情報バンクに物件の登録をしようとする者（以下「物件登録希望者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 空き家情報バンク物件登録申込書（別記様式第1号）
- (2) 空き家情報バンク物件登録カード（別記様式第2号）
- (3) 市税納付状況調査同意書（別記様式第3号）
- (4) 物件登録希望者本人であることを証明する書類（保険証、自動車免許証等）の写し
- (5) 登録希望物件に係る建物及び土地の全部事項証明書又は所有権を証明できる書類（固定資産税納税通知書等）の写し
- (6) 登録希望物件に係る図面（配置図、土地利用図等）及び外観写真のデータ
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（令2告示43・一部改正）

（物件の登録等）

第5条 市長は、前条の規定による登録の申込みがあった場合は、その内容等を審査し、適当であると認めたときは、別に定める空き家情報バンク物件登録台帳（以下「物件台帳」という。）に当該登録希望物件を登録するものとする。

2 物件登録希望者が登記名義人でない場合において、当該登記名義人の相続関係図等により物件登録希望者と登記名義人の関係が明らかであると認めたときは、市長は、前項の手続を行うものとする。

3 物件の登録期間は、2年間とする。ただし、登録期間中に再度登録の申込みがあったときは、2年間延長することができる。

4 市長は、前項の規定による登録を行ったときは、空き家情報バンク物件登録完了書（別記様式第4号）により物件登録希望者及び協定を締結している組織に通知するものとする。

5 市長は、第1項の規定により物件台帳に登録した事項（以下「物件登録事項」という。）のうち必要な事項を市のホームページ等に掲載し、利用希望者の閲覧に供するものとする。ただし、物件登録希望者がホームページ等の掲載を拒否したときは、この限りでない。

6 市長は、第1項の規定による登録のない空家等において、物件台帳に登録することが適当であると認めた場合は、空家等の所有者等に対して物件台帳への登録を勧

奨与することができる。

（物件登録事項の変更）

第6条 前条第4項の規定による通知を受けた物件登録希望者（以下「物件登録者」という。）は、物件台帳の登録事項（以下「物件登録事項」という。）に変更があったときは、空き家情報バンク物件登録変更届出書（別記様式第5号）に物件登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出書の提出があったときは、変更内容を確認の上、物件登録事項を変更するとともに、空き家情報バンク物件登録変更完了通知書（別記様式第6号）により物件登録者及び協定を締結している組織に通知するものとする。

（物件登録事項の取消し）

第7条 空き家情報バンクの物件の登録の取消しを希望する物件登録希望者は、空き家情報バンク物件登録取消し申出書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申出書の提出があったときは、物件登録事項を物件台帳及び市のホームページ等から削除するとともに、空き家情報バンク物件登録取消し通知書（別記様式第8号）により物件登録者及び協定を締結している組織に通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消し、物件登録者及び協定を締結している組織に通知するものとする。

（1） 登録延長の申請がなく物件の登録期間の2年が経過したとき。

（2） 物件登録者が第3条各号に掲げる者となったとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、物件台帳に登録することが不適當であると認めるとき。

（利用希望者の資格）

第8条 空き家情報バンクに登録された物件の利用希望者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

（1） 第3条各号に掲げる者でないこと。

（2） 空家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害する

おそれがないこと。

- (3) 空家等に定住し、又は定期的に滞在し、若しくは利活用しようとする者であること。

(令元告示 1 2 1 ・一部改正)

(利用登録)

第 9 条 空き家情報バンクに登録された情報の提供を受けようとする利用希望者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 空き家情報バンク利用登録申込書（別記様式第 9 号）
- (2) 空き家情報バンク利用誓約書（別記様式第 1 0 号）
- (3) 市税納付状況調査同意書
- (4) 利用希望者本人であることを証明する書類の写し

2 市長は、前項の申込書の提出があった場合は、その内容等を審査し、適切であると認めたときは、別に定める空き家情報バンク利用希望者登録台帳（以下「利用者台帳」という。）に当該利用希望者を登録するものとする。

3 利用希望者の登録期間は、2 年間とする。

4 市長は、前項の規定による登録を行ったときは、空き家情報バンク利用登録完了通知書（別記様式第 1 1 号）により利用希望者及び協定を締結している組織に通知するものとする。

(令 2 告示 4 3 ・一部改正)

(利用登録事項の変更の届出)

第 1 0 条 前条第 4 項の規定による通知を受けた利用希望者（以下「利用登録者」という。）は、利用者台帳の登録事項（以下「利用登録事項」という。）に変更があったときは、空き家情報バンク利用登録変更届出書（別記様式第 1 2 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出書の提出があったときは、変更内容を確認の上、利用登録事項を変更するとともに、空き家情報バンク利用登録変更完了通知書（別記様式第 1 3 号）により利用登録者及び協定を締結している組織に通知するものとする。

(利用登録事項の登録の取消し)

第 1 1 条 空き家情報バンクの利用の登録の取消しを希望する利用登録者は、空き家情報バンク利用登録取消し申出書（別記様式第 1 4 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申出書の提出があったときは、利用登録事項を利用者台帳から削除するとともに、空き家情報バンク利用登録取消し通知書（別記様式第 1 5 号）により利用登録者及び協定を締結している組織に通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消し、利用登録者及び協定を締結している組織に通知するものとする。

（1） 利用登録者が第 8 条各号の要件を満たさなくなったと認められるとき。

（2） 第 9 条の申込書若しくは誓約書又は前条第 1 項の届出書に虚偽の記載があったとき。

（3） 利用希望者の登録期間の 2 年が経過したとき。

（4） 前 3 号に掲げるもののほか、利用者台帳に登録することが不適當であると認めたとき。

（事業者の責務）

第 1 2 条 事業者は、媒介業務等を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

（1） 制度の趣旨に基づき、物件登録者及び利用登録者の信頼を損なうことがないよう誠心誠意対応すること。

（2） 媒介業務等に関する苦情、紛争等が発生した場合は、自らの責任において処理すること。

（3） 媒介業務等を依頼された場合は、物件登録者との交渉又は物件登録者及び利用登録者との交渉を行い、その結果を物件交渉結果報告書（別記様式第 1 6 号）により市長に報告すること。

（4） 物件の空き家情報バンク登録日から 2 週間は、物件登録者との直接契約は行わず、利用希望者を募ること。

（令元告示 1 2 1 ・一部改正）

（媒介業務等の報酬）

第 13 条 媒介業務等により取引が成立した場合に事業者が受け取ることができる報酬は、宅地建物取引業法第 46 条第 1 項の規定により国土交通大臣が定める額の範囲内とする。

(契約の締結)

第 14 条 登録物件の売買、賃貸等に関する交渉及び契約の締結は、事業者によるものとし、市長は直接関与しないものとする。

(個人情報の取扱い)

第 15 条 物件登録者、利用登録者及び事業者は、物件台帳又は利用者台帳から知り得た個人情報（以下「個人情報」という。）を取り扱うに当たり、近江八幡市個人情報保護条例（平成 22 年近江八幡市条例第 15 号）及び次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないこと。
- (2) 個人情報をみだりに複写し、又は複製しないこと。
- (3) 個人情報を滅失することのないよう適正に管理すること。
- (4) 保有する必要がなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去すること。
- (5) 個人情報の漏えい、滅失等の事故が発生したときは、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、告示の日から施行する。

付 則（令和元年告示第 121 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

付 則（令和 2 年告示第 43 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

年 月 日

近江八幡市長 宛

空家情報バンク物件登録申込書

私（物件登録希望者）は、近江八幡市空き家情報バンク物件を登録したいので、下記の事項に同意し、近江八幡市空き家情報バンク設置要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第4条の規定により登録を申し込みます。

なお、同要綱第3条各号に掲げる者でないことを誓約し、近江八幡市が近江八幡警察署に照会することについて承諾します。

記

物件登録希望者

ふりがな 氏 名			
住 所	〒		
生年月日		性 別	
連 絡 先			
物件情報	別紙「空き家情報バンク物件登録カード（別記様式第2号）」のとおり		
情報公開	☐ ホームページ等で掲載します。 ☐ 窓口対応時のみ公開します。 ☐ その他（ ）		

備考

- 1 空き家情報バンクの物件登録においては、利用希望者及び事業者（宅建業者等）に、別紙「空き家情報バンク物件登録カード（別記様式第2号）」に記載された事項の全てを提供いたしますが、本制度の目的以外に使用しません。
- 2 契約交渉に関する全ての事項については、所有者、利用希望者及び物件の媒介契約を締結した事業者（宅建業者等）が責任を持って行い、市は一切の責任を負いません。

別記様式第2号(第4条関係)

空き家情報バンク物件登録カード

記載日 年 月 日

近江八幡市長 宛

記入者名
所有者との続柄

近江八幡市空き家情報バンク設置要綱に基づき、下記に同意した上で物件登録を申し込みます。

記

- ☐ 必要に応じ、近江八幡市固定資産税資料を閲覧及び発行することに同意する。
- ☐ 登録物件に対して、売買及び賃貸借の申込みがあった場合は、本バンクを介して近江八幡市と協定を締結している組織に対し、登録カードに記載された情報を提供することを承諾する。
- ☐ 記載漏れ等で瑕疵担保責任等が生じた場合、市は一切の責任を負いかねることに対し承諾する。
- ☐ 物件登録することについて、相続人から同意が得られている。
- ☐ 物件の売買又は賃貸借に関する交渉及び契約について、相続人から一任されている。
- ☐ 本人確認のための書類のコピーを取ることにについて承諾する。

登録番号											
区分	☐ 売却 ☐ 賃貸 ☐ どちらでも可										
物件所在地	〒 近江八幡市 町										
所有者 (管理者) 等	住所	〒				TEL					
	氏名					メール FAX					
物件の 種別	☐ 土地	土地面積	m ²		他						
	☐ 土地 +建物	土地面積	m ²	m ²	建物構造	☐ 木造 ☐ 鉄骨 ☐ 鉄筋コンクリート					
						☐ その他()					
						建築面積	m ²	1階 m ²	間取り※ 別記に 詳細記入 有り	☐ 台所 ☐ 風呂 ☐ トイレ	
										☐ 居間(和室 洋室)	
	☐ 居間(和室 洋室)										
	☐ 土地+ 建物+付 帯物件	土地面積	m ²	建築面積	m ²	☐ その他()					
						☐					
☐											
☐ 土地+ 建物+付 帯物件	土地面積	m ²	建築面積	m ²	付帯物件(内容) m ²						
					付帯構造(内容) m ²						
都市計画	☐ 市街化区域(用途区域)			建ぺい率	%	容積率	%	その他制限			
	☐ 市街化調整区域										
希望価格	☐ 売却 円				☐ その他						
	☐ 賃貸 円/月		□敷金		円(か月)		□礼金 円(か月)				

設備等の状況	屋根	☐ 瓦葺 ☐ トタン葺 ☐ その他()		
	電気	☐ 有(現在使用可) ☐ 有(現在使用不可) ☐ 無		
	ガス	☐ 有(現在使用可) ☐ 有(現在使用不可) ☐ 無		
	水道	上水道： ☐ 有(現在使用可) ☐ 有(現在使用不可) ☐ 無()		
	排水	下水道： ☐ 有(現在使用可) ☐ 有(現在使用不可) ☐ 無()		
	キッチン	☐ LPガス ☐ 都市ガス ☐ IH ☐ その他()		
	駐車場	☐ 有(台) ☐ 無 車庫： ☐ 有(台) ☐ 無		
	庭、物置等	庭： ☐ 有 ☐ 無 菜園： ☐ 有 ☐ 無 物置： ☐ 有 ☐ 無		
	その他設備等			
補修の 要否等	補修の要否	☐ 不要(即入居可能) ☐ 必要(修繕箇所：)		
	修繕費用負担	☐ 入居者負担 ☐ 所有者負担 ☐ 相談()		
利用状況	☐ 利用者なし(年 月) ☐ セカンドハウス等 ☐ その他()			
主要 施設 等へ の 距離	公的機関やスーパー、学校等		特記事項	耐震診断の補強有無、抵当権関係、相続登記の有無、共有名義の有無、その他付帯設備等
間取図、写真【添付、別添可】			地図【添付、別添可】	
受付日			現地確認日	
登録日			有効期日	
登録抹消日	登録抹消の理由 ☐ 契約成立(年 月 日) ☐ 登録取消し(年 月 日) ☐ その他			
	※契約成立の場合、媒介管理委託業者名()			

別記様式第3号（第4条、第9条関係）

年 月 日

近江八幡市長 宛

登録希望者

住 所

氏 名

（連絡先

印

）

市税納付状況調査同意書

私は、下記の登録に関して、近江八幡市の市税（市民税、固定資産税、軽自動車税）の納付状況について確認調査されることについて同意いたします。

記

近江八幡市空き家情報バンクへの登録

別記様式第4号（第5条関係）

年 月 日

様

近江八幡市長

空き家情報バンク物件登録完了書

近江八幡市空き家情報バンクに物件登録が完了いたしましたので、近江八幡市空き家情報バンク設置要綱第5条第4項の規定により通知いたします。

記

物件登録番号 ：

物件の所在地 ：

登 録 日 ： 年 月 日

有 効 期 限 ： 年 月 日

■ 登録内容に変更等が生じた場合は、速やかに手続を行ってください。

※ 近江八幡市空き家情報バンクでは、本制度の趣旨に賛同いただいた宅地建物取引業者が
あっせんや仲介を行います。市は、所有者等と利用希望者との間で行う物件の貸借や売買
に関しての仲介行為は行っていません。したがって、空き家の情報を希望されている情報
を紹介するだけです。交渉や契約行為などのトラブルについては関与いたしません。
なお、宅地建物取引業者の仲介になりますので、宅地建物取引業法に基づく仲介手数料が
必要になります。

別記様式第5号（第6条関係）

年 月 日

近江八幡市長 宛

物件登録者

住 所

氏 名

（連絡先

印

）

空き家情報バンク物件登録変更届出書

物件登録事項に変更がありましたので、近江八幡市空き家情報バンク設置要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり届出します。

記

- 1 登録番号 第 号
- 2 変更内容 別紙「物件登録カード（別記様式第2号）」による。

※ 物件登録カード（別記様式第2号）へ登録番号及び変更箇所を記載し、提出してください。

別記様式第6号（第6条関係）

年 月 日

様

近江八幡市長

空き家情報バンク物件登録変更完了通知書

近江八幡市空き家情報バンクに物件登録変更が完了いたしましたので、近江八幡市空き家情報バンク設置要綱第6条第2項により通知いたします。

記

物件登録番号 :

物件の所在地 :

変更登録日 : 年 月 日

変更の内容 :

有効期限 : 年 月 日

別記様式第7号（第7条関係）

年 月 日

近江八幡市長 宛

物件登録者

住 所

氏 名

（連絡先

印

）

空き家情報バンク物件登録取消し申出書

下記のとおり近江八幡市空き家情報バンクの物件登録事項の取消しを申し出ます。

記

1 登録番号 : 第 号

2 取消し理由 :

別記様式第8号（第7条関係）

年 月 日

様

近江八幡市長

空き家情報バンク物件登録取消し通知書

近江八幡市空き家情報バンク設置要綱第7条第2項の規定により、下記の物件登録を取り消したので通知いたします。

記

1 登録番号 : 第 号

2 取消し理由 :

申 込 者 氏 名 _____ ㊞

空き家情報バンク利用登録申込書

近江八幡市空き家情報バンクを利用したいので、次の事項に同意し、近江八幡市空き家情報バンク設置要綱第9条第1項の規定により下記のとおり申し込みます。

- 1 契約交渉に関する全ての事項について、物件登録者、利用希望者及び物件の媒介契約を締結する事業者が責任をもって行います。
- 2 事業者に、下記の記載事項の全てを提供します。

記

申込者情報

利用者番号		希望物件番号	
申込者住所	〒		
電話番号 FAX		生年月日	年 月 日
メールアドレス		同居人数	

物件利用に関する情報

1 希望する物件について (建物の広さ、間取り、築年数、敷地面積、家庭菜園の有無等、できるだけ詳細に記入して下さい。)			
2 立地、周辺環境に関する希望について (市街地、田園地域、山沿い、小中学校や公共機関までの距離等、できるだけ詳細に記入して下さい。)			
3 地域コミュニティについて (区や自治会の加入、可能な地域活動等を記入して下さい。)			
4 購入、賃借の希望、条件について			
☐ 購入希望	希望価格	万円 ～	万円
☐ 賃借希望	希望家賃	円 ～	円 (1月あたり)
5 希望する連絡方法	☐ 電話	☐ 郵送	☐ 電子メール ☐ FAX
6 連絡可能な時間帯	(電話の方のみ) : ~ :		
7 利用希望者本人を証する書類	☐ 免許証 ☐ 保険証 ☐ その他 ()		

近江八幡市長 宛

利用希望者
住 所
氏 名 ⑩
（連絡先 〃）

空き家情報バンク利用誓約書

私は、近江八幡市空き家情報バンクの利用に当たり、近江八幡市空き家情報バンク設置要綱（以下「要綱」という。）に定める制度の趣旨などを理解した上で、申込みいたします。

また、空き家情報バンク利用登録申込書（別記様式第9号）に記載した事項に偽りはなく、要綱第8条に規定する要件等に該当する者であることを誓約し、近江八幡市が近江八幡警察署に照会することについて承諾します。

併せて、今後、空き家を利用することとなった場合は、近江八幡市民としての自覚を持ち、地域との協調や連帯に努めることを誓約いたします。

なお、近江八幡市空き家情報バンクへの利用申込みを通じて得られた情報について、本制度の目的以外に使用することは、決してありません。

利用希望者

ふりがな 氏 名	⑩		
住 所	〒		
生年月日		性 別	
連 絡 先			

別記様式第11号（第9条関係）

年 月 日

様

近江八幡市長

空き家情報バンク利用登録完了通知書

近江八幡市空き家情報バンク設置要綱第9条第4項の規定により、空き家情報バンクへの利用希望者登録が完了しましたので通知いたします。

記

- 1 登録番号 : 第 号
- 2 登 録 者 : 住 所
 氏 名
 生年月日
- 3 登 録 日 : 年 月 日
- 4 有効期限 : 年 月 日

備考

- 1 近江八幡市では、物件情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、物件登録者と利用希望者との間で行う物件の賃借及び売買に関する交渉及び契約には直接関与しません。そのため、交渉及び契約については、宅地建物取引業者による仲介により行われます。なお、宅地建物取引業者の仲介には、法律で定められる仲介手数料が必要となります。
- 2 申込みされた個人情報は、事業者への提供のほかは、本制度の目的以外に利用いたしません。
- 3 空き家を利用することになった場合は、本制度の趣旨に基づき、定住し、又は定期的に滞在し、若しくは利用し、適切に管理してください。

別記様式第12号（第10条関係）

年 月 日

近江八幡市長 宛

利用登録者

住 所

氏 名

（連絡先

印

）

空き家情報バンク利用登録変更届出書

近江八幡市空き家情報バンク設置要綱第10条第1項の規定により、空き家情報バンクへの利用登録事項の変更をお願いいたします。

記

1 利用者番号 : 第 号

2 変更内容 :

別記様式第13号（第10条関係）

年 月 日

様

近江八幡市長

空き家情報バンク利用登録変更完了通知書

近江八幡市空き家情報バンク設置要綱第10条第2項の規定により、空き家情報バンクへの利用登録事項の変更が完了したので通知いたします。

記

1 利用者番号 : 第 号

2 変更理由 :

別記様式第14号（第11条関係）

年 月 日

近江八幡市長 宛

利用登録者

住 所

氏 名

（連絡先

印

）

空き家情報バンク利用登録取消し申出書

下記のとおり近江八幡市空き家バンクの利用登録事項の取消しをお願いします。

記

1 利用者番号 : 第 号

2 取消し理由 :

別記様式第15号（第11条関係）

年 月 日

様

近江八幡市長

空き家情報バンク利用登録取消し通知書

近江八幡市空き家情報バンク設置要綱第11条第2項の規定により、空き家情報バンクへの利用登録の取消しが完了したので通知いたします。

記

1 利用者番号 : 第 号

2 取消し理由 :

別記様式第 1 6 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

近江八幡市長 宛

（登録事業者）

物件交渉結果報告書

年 月 日付けで依頼のあった物件について、近江八幡市空き家情報バンク設置要綱第 1 2 条第 1 項第 3 号の規定により、次のとおり報告します。

物件登録番号	第 号
利用登録者	住 所：
	氏 名：
契約成立の可否	☐ 成 立
	☐ 不成立 (不成立の理由)
契約締結日	年 月 日
契約内容	☐ 売買（価格 円）
	☐ 賃貸（賃料 円／月）
特記事項	

別記様式第 1 号（第 4 条関係）

（令 2 告示 4 3 ・全改）

別記様式第 2 号（第 4 条関係）

別記様式第 3 号（第 4 条、第 9 条関係）

（令 2 告示 4 3 ・一部改正）

別記様式第 4 号（第 5 条関係）

別記様式第 5 号（第 6 条関係）

別記様式第 6 号（第 6 条関係）

別記様式第 7 号（第 7 条関係）

別記様式第 8 号（第 7 条関係）

別記様式第 9 号（第 9 条関係）

別記様式第 1 0 号（第 9 条関係）

（令 2 告示 4 3 ・全改）

別記様式第 1 1 号（第 9 条関係）

（令 2 告示 4 3 ・一部改正）

別記様式第 1 2 号（第 1 0 条関係）

別記様式第 1 3 号（第 1 0 条関係）

別記様式第 1 4 号（第 1 1 条関係）

別記様式第 1 5 号（第 1 1 条関係）

別記様式第 1 6 号（第 1 2 条関係）